

1 新学習指導要領実施に伴う授業時数増加に対応するための長期休業期間の短縮等の条件整備について

(説明者：学校教育部長)

(1) 主な意見等

- 長期休業中の特定期間に、各校が特色ある行事を実施することになると、総合学習センターでは研修を設定することが難しい。
  - 授業日とするのは、長期休業の始まりと終わりであり、研修設定には支障は生じないとする。
  
- 長期休業を短縮することとなった場合の周知の方法は。
  - 家庭にかかわる事項であることから、相模原市立小中学校PTA連絡協議会に事前に周知する。また、学校においては、様々な地域の方からご支援やご協力を得ているため、学校ごとに、登下校のボランティアの方等にその旨を伝えることが必要となる。とりわけ、長期休業中を授業日とする場合には、学校長は保護者へ十分に説明を行うこととする。

(2) 結 果

- 原案を一部修正し、承認する。